



3月・4月の予定



3月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10 ①	11	12
13	14	15 ②	16	17	18	19
20 春分の日	21	22	23	24 サロン セミナー	25	26
27	28	29	30	31 ③		

4月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10 ④	11	12 第30期 経営計画 発表会	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25 サロン セミナー	26	27	28	29 昭和の日	30

《3月》

- ①源泉徴収税額、特別徴収税額(2月分)の納付期限(10日まで)
- ②平成28年分贈与税・所得税の確定申告・納税の期限(15日まで)
- ③社会保険料、児童手当拠出金(2月分)納付期限(31日まで)
- ※1)1月決算法人の確定申告と納税、7月決算法人の中間(予定)申告と納税期限(→決算応当日まで)

【その他】

- ・社員の身分証明書、三六協定等、期限切れとなる文書がないかをチェックし、必要なものは更新する。
- ・4月昇給実施予定の企業では、資料・情報を集め、具体的な検討の開始。
- ・新入社員の入社に伴う法定事務、社内事務については、チェックリストを使って早めに準備開始。

《4月》

- ④源泉徴収税額、特別徴収税額(3月分)の納付期限(10日まで)
- ※2)社会保険料、児童手当拠出金(2月分)納付期限(30日が休日のため5月1日まで)
- ※3)2月決算法人の確定申告と納税、8月決算法人の中間(予定)申告と納税(→決算応当日まで)
- ※4)固定資産税(都市計画税)第1期分の納付(市町村の指定日まで)

【その他】

- ・新入社員の入社や異動は、健保と厚年について、入社・退職の日から5日以内に被保険者資格取得・喪失届を、所轄の年金事務所(または健保組合)に提出する。
- ・新入社員から「扶養控除等(異動)申告書」を提出させ、賃金台帳(一人別源泉徴収簿)に税額表の適用区分などの各事項を移記する(未提出は高い税率に欄が適用されるおそれがあるので、ご注意ください)。
- ・4月昇給企業では、個人別昇給額が決定したら、給与明細書に新しい基本給金額を記載し、基本給にスライドして変動する諸手当があるときは忘れずに書き直しておく。時間外勤務の時間当り単価も以後の給与計算で間違わないように注意してください。

● お知らせ ●

4月12日(水)は、第30期経営計画発表会のため、お休みさせていただきます。翌13日(木)からは通常通り営業いたします。

税理士 じょうの 上能 はいつでも、どこへでも出かけて行きます。

お気軽に声をかけて下さい。

また、お近くへお越しの際は、いつでもお気軽にお越し下さい。

社員一同お待ちしております。



平成29年1月25日(水) 政経倶楽部にて
ブータン王国 労働大臣 Ngeema Sangay Tshenpo 様
(左からお二人目)
当社に来社され、情報を交換し交流を深めました。

イベント紹介